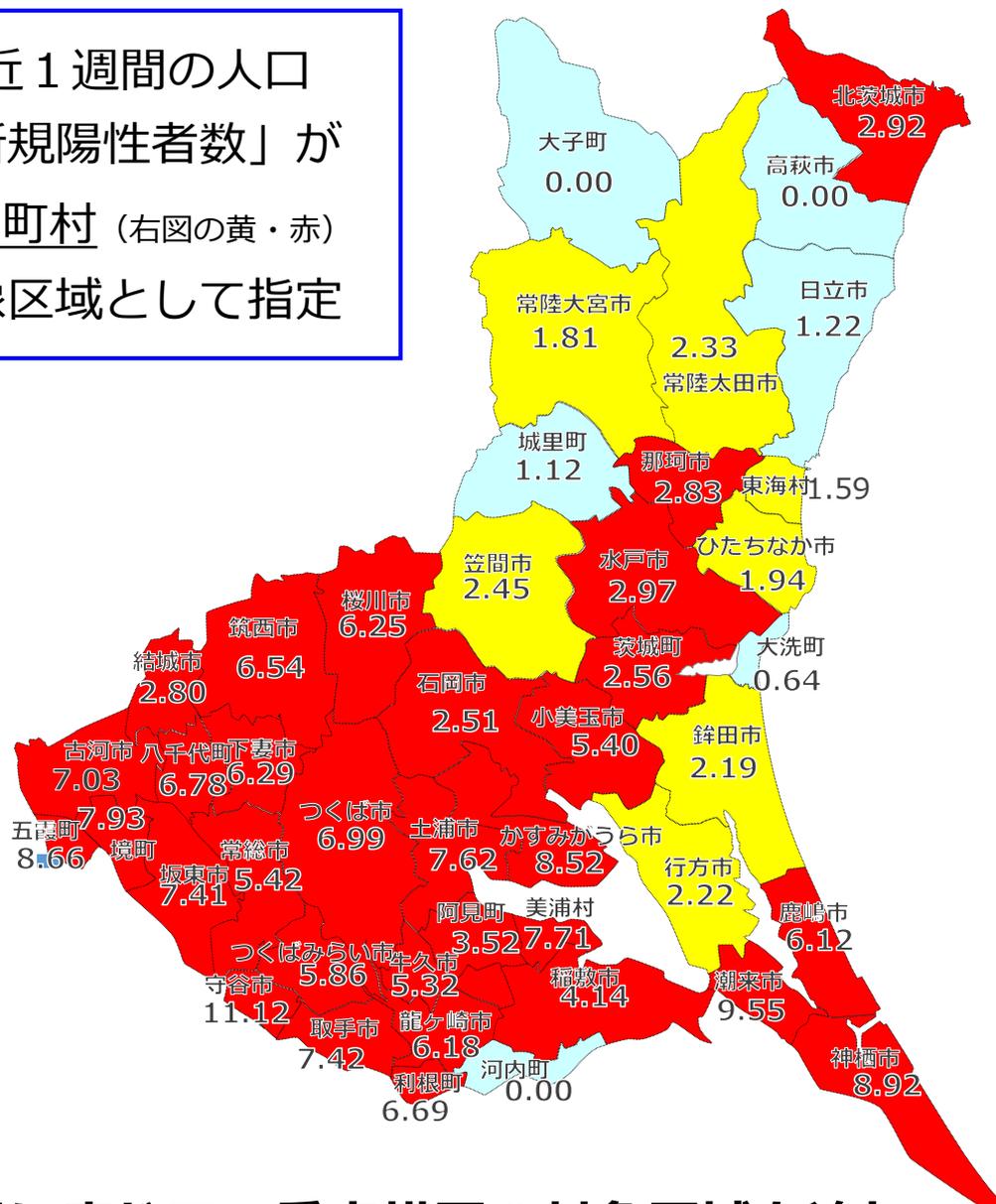


8/5時点で「直近1週間の人口  
1万人当たりの新規陽性者数」が  
1.5人以上の38市町村（右図の黄・赤）  
を重点措置の対象区域として指定



今後、感染状況に応じて、重点措置の対象区域を追加（1週間後に見直し予定）

まん延防止等重点措置区域に所在する対象事業者は、営業時間短縮に御協力願います。

要請の期間	令和3年8月8日（日）から令和3年8月31日（火）まで（24日間）
要請の対象業種	建築物の床面積 <b>1,000㎡超の大型施設等</b> <b>&lt;イベント関連施設等&gt;</b> 劇場、映画館、多目的ホールなど <b>&lt;イベントを開催する可能性がある施設&gt;</b> テニス場、ボウリング場、テーマパーク、ゴルフ練習場、バッティング練習場など <b>&lt;自由に出入りできる施設&gt;</b> 百貨店、ショッピングセンターその他物品販売を営む店舗（生活必需物資は除く）、スポーツクラブ、ゲームセンター等の遊興施設など
要請の内容	<b>午後8時以降午前5時までの間の営業自粛</b> ※ <b>イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛</b>
協力金 (要請期間全てに協力頂いた店舗が対象)	<b>&lt;大規模施設運営事業者の場合&gt;</b> 自己利用部分面積※1 / 1,000㎡ × 20万円 × 時短率※2 / 日 <b>&lt;テナント事業者等&gt;</b> 大規模施設内におけるテナント事業者等の専用の店舗等面積 / 100㎡ × 2万円 × 時短率※2 ※1 自己利用部分面積：テナントの区画や生活必需品販売区画、階段、事務室、倉庫、駐車場等を除いた面積 ※2 時短率：短縮時間 / 本来の営業時間 * 協力金の額の計算方法等の詳細は、別途公表 ○協力金は <b>8月末頃</b> に申請受付開始
問い合わせ先	茨城県 大規模集客施設等協力金問い合わせ窓口 TEL：029-301-3489 受付時間：9時から17時（平日のみ）